

令和7年度 立正こども園 重要事項説明書 (入園のしおり)

1 施設運営主体

名 称	学校法人 立正学園
所 在 地	和歌山県田辺市東陽15番30号
電話番号	0739-22-2129
代表者氏名	理事長 中谷泰子

2 施設概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園			
施設の名称	立正こども園			
施設の所在地	3～5歳児園舎	和歌山県田辺市東陽15番30号		
	0～2歳児園舎	和歌山県田辺市東陽16番45号		
電話番号	3～5歳児園舎	0739－22－2129		
	0～2歳児園舎	0739－22－6400		
ファクス番号	3～5歳児園舎	0739－22－7044		
	0～2歳児園舎	0739－22－3003		
管 理 者	園長 中谷陽一郎			
利用定員	1号認定	2号認定	3号認定	施設型(満3歳児)
	90名	90名	50名	18名
開設年月日	平成27年4月1日			

3 施設の目的及び運営の方法

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育を、保育を必要とする子どもに保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園の運営方針は次のとおりとします。

- (1) 健康かつ安全に子どもが育つ環境を整え、子どもの人権や主体性を尊重しながら、たくましく健全な心身、他者への思いやりの気持ち、生命の尊さを感じる心、自発的で積極的な行動、豊かな自己表現力を育む。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもに対する教育及び保育を一体的に行う。
- (3) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源と連携を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。

4 施設・設備等概要

施設	項目		3～5歳児園舎	0～2歳児園舎
	敷地	敷地全体	1552.50 m ²	1045.79 m ²
		園庭	735.66 m ²	448.53 m ²
	園舎	構造	鉄骨2階建て	木造2階建て
		延べ面積	1086.28 m ²	669.08 m ²

主な設備	設備	3～5歳児園舎		0～2歳児園舎	
	乳児室	—		1	れんげ組(0歳児)
	ほふく室	—		1	あやめ組(1歳児)
	保育室	6	ばら組、ふじ組(5歳児) さくら組、たんぽぽ組(4歳児) もも組、すみれ組(3歳児)	1	ひまわり組(2歳児)
		1	わかば組(施設型 満3歳児)		
	遊戯室(ホール)	1		—	
	調理室	—		1	
	子育て支援室	—		1	
	その他	1		1	

5 職員の配置状況

職種	員数	備考
園長	1	
教頭	1	
指導保育教諭	1	
保育教諭	24	※常勤換算人数 22名
栄養士	1	※調理員兼務
調理員	3	
事務職員	4	
運転手	1	
英語講師	2	
看護師	1	

※上記職員数は変動する場合がありますが、子ども・子育て支援法に定める保育・教育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

6 教育・保育の日

学期	1学期	4月1日～8月31日
	2学期	9月1日～12月31日
	3学期	1月1日～3月31日

	1号認定こども・わかば組	2号認定・3号認定こども
教育・保育日	月曜日から金曜日	月曜日から土曜日※
休園日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業 7月21日～8月31日 冬季休業 12月21日～翌年1月7日 春季休業 3月21日～4月7日	日曜日、祝祭日 ※「運動会」・「発表会」・「作品展」を行う土曜日は、保育がありません。
休業日	年末年始(12月29日～12月31日、1月1日～3日)	
警報発令時	原則として臨時休園 詳細は【別紙1】をご確認下さい	警報の種類によって対応が異なります 詳細は【別紙1】をご確認下さい

※2号認定子ども及び3号認定子どもで、土曜日に保育を利用される方は、保護者アプリ「コードモン」にて土曜保育申込みが必要です。詳細は【別紙2 土曜保育申込方法】をご確認下さい。
(但し、「運動会」・「発表会」・「作品展」を行う土曜日は、保育がありません。)

7 教育・保育の提供時間

*わかば組は1号認定の園児に準じます。

教育標準時間 (1号認定)	一時預かり(早朝)	7時30分～ 8時30分	① 10時00分～14時00分は、 1号と2号の共通利用時間 となります。
	教育時間	10時00分～14時00分	
	一時預かり	14時00分～17時00分	
保育標準時間 (2号・3号認定)	保育時間	7時00分～18時00分	
	延長保育	18時00分～19時00分	
保育短時間 (2号・3号認定)	延長保育(早朝)	7時00分～ 8時30分	
	保育時間	8時30分～16時30分	
	延長保育	16時30分～19時00分	
② 一時預かりや延長保育の 利用料については 【別紙3】①～②を ご確認ください。			

最終登園時間	上記のいずれの認定を受けた場合であっても、給食準備の都合により、最終登園時間は9時00分となっています。 都合によりやむを得ず9時00分を過ぎる場合は、事前に必ず園まで連絡を入れて下さい。
--------	---

8 教育・保育の内容

【教育・保育目標】

子どもは無限の可能性を秘めており、生涯にわたる人間形成の重要な時期である乳幼児期において、遊びや生活を通して、知・情・体の調和のとれた「生きる力」の基礎を培うことを目標とします。

【教育・保育方針】

子どもが健康かつ安全に育つ環境を整え、子どもの人権や主体性を尊重しながら、

- (1) たくましく健全な心身
- (2) 他者への感謝や思いやりの気持ち
- (3) 生命の尊さを感じる心
- (4) 自発的で積極的な行動
- (5) 豊かな自己表現力

を備えた子どもを育成します。

【4つのやくそく】

仏教精神に基づいて、子どもの育ちのなかで大切な事柄を「4つの約束」として掲げています。

- (1) 拝むことからはじめよう〔感謝礼儀〕
- (2) みんな良い子だほとけの子〔個性尊重〕
- (3) ものの命を大切に〔生命尊重〕
- (4) して悪いことをやめさせよう〔衆善奉行〕

9 利用料金

* わかば組については【別紙5】をご確認下さい。

- (1) 【3号認定】特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)
当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払い頂きます。
- (2) 教育・保育の提供に要するその他利用者負担額等
【別紙4】①～③に掲げる費用を負担していただきます。
- (3) 保育料およびその他利用者負担額等の支払い方法
【別紙4】④に記載しています。

10 入園、退園、転園、休園に関する事項

入園	1号認定こどもの入園選考については、在園児・卒園児の弟妹および子弟・子女を優先して受付ける期間を設けた後、左記以外の入園者を募ります。選考は先着順とします。わかば組(2歳児)も同様です。
	2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については市町村が利用調整を行います。
退園	利用期間途中で退園を希望する場合は速やかに申し出て下さい。但し、園に在籍している間は、出席の有無に関わらず諸費用等は納入していただきます。
転園	転居等により他の教育・保育施設等へ転園を希望する場合は速やかに申し出て下さい。また、転園しなくても住民票が他市町村へ移動する場合も、必ず申し出て下さい。

休園	当園では、集団の中でより健康的な生活を送るために、子どもの健康・安全に留意しています。伝染性の病気にかかったときは、医師の診断に従って登園を控え、他の子どもへの感染予防ができるよう、ご協力下さい。（「参考 乳幼児の感染症」） なお、回復後登園する際には、【別紙6 治療報告書】を保護者に記入していただき、園まで提出して下さい。提出がなければ受入れできない場合もあります。 （但し、インフルエンザについては【別紙7 インフルエンザ治療報告書】を保護者が記入）
	園児が多数伝染病に罹患（りかん）する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

1 1 嘱託医

内科	医療機関の名称	紀南病院
	所在地	和歌山県田辺市新庄町46-70
	電話番号	0739-22-5000
歯科	医療機関の名称	西出歯科医院
	院長名	西出元
	所在地	和歌山県田辺市朝日ヶ丘16-12
	電話番号	0739-26-0881
眼科	医療機関の名称	広井眼科医院
	院長名	広井義久
	所在地	和歌山県田辺市下屋敷87
	電話番号	0739-22-0616

1 2 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に関する窓口を下記のとおり設置しています。

当園 相談窓口	解決責任者	園長 中谷陽一郎	
	受付担当者	教頭 渡邊知世 指導保育教諭 河合桂子	* 担当者が不在のときは 園職員までお申し出下さい。
	相談時間	当園開園日、開園時間内	
	電話・FAX	電話 0739-22-6400	FAX 0739-22-3003
第三者委員	名古屋 佳代子、伊賀 久記		

1 3 給食について

(1) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。献立は毎月別途お知らせします。

学年	午前間食	昼食	午後間食
0～1歳児	9 時 30 分 頃	11 時 00 分 頃	15 時 00 分 頃
2歳児	9 時 30 分 頃	11 時 15 分 頃	15 時 00 分 頃
わかば組	—	11 時 15 分 頃	—
3～5歳児	—	11 時 30 分 頃	—

- * 全園児を対象にアレルギー調査を行い、食物アレルギーを持っている園児は医師の診断書を提出していただきます。その後、給食開始までに保護者と園側とで面談を行います。
- * アレルゲンとなる食材をご家庭で試した日（負荷試験した日）は、園への受入れはできません。また、翌日登園した際には、詳細を必ず報告して下さい。
- * 離乳食は、ご家庭と連携をとりながら、月齢に応じて個別に進めていきます。

- (2) 4月から給食を始めますので、2歳児およびわかば組以上の園児は給食セット(「22. 持ちもの」参照)を用意して下さい。
- (3) 1号認定子ども・わかば組の主食費・副食費は、1年間(春休み・夏休み・冬休みを除く)の給食にかかる費用を12ヶ月で割って計算しています。長期休暇中(預かり保育中)は、別途給食費(350円/回)がかかります。

14 非常災害時の対策

- (1) 非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	自動火災報知器 ガス漏れ報知器 非常警報装置 誘導灯 カーテン・敷物・建具等の防災処理
避難・消火 防犯訓練	避難訓練、消火訓練は月1回以上実施 防犯訓練は年1回以上実施
避難場所	ファミリーヴィラ紀伊田辺

- (2) 地震・津波対策について

園では東日本大震災を教訓に、大津波警報が発令された場合の避難場所および避難経路を近隣の地域および学校と連携して【別紙8】のとおり取り決めており、平素から訓練を重ねています。

15 加入保険について

園では園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおり、入園と同時に全園児に加入していただきます。加入に際しては保護者の同意が必要とされていますので【別紙9】を必ずお読み下さい。初回の同意後、在園中は自動更新となります。

16 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。そのために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。また、緊急時に「お知らせ一斉配信」を行いますので、必ず「コドモン」の登録をお願いします。

17 虐待の防止

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

18 通園バスについて

- (1) 送迎バスを利用する園児の保護者には「立正こども園通園バス安全会」に入会していただきます。会則は【別紙10】にて提示していますので、ご確認の上、入会申込書をご提出下さい。
- (2) 会則にも記載しておりますが、送迎バスは1年契約(4月～翌年3月)となります。途中で利用しなくなった場合でも、バス料金は1年間頂きます。
- (3) 送迎バスの時間の指定はできません。出発時刻やコース等は、園で決定します。毎年の利用状況を見直し、変更する場合がありますので、予めご了承下さい。
- (4) 0歳児・1歳児専用車については、2歳児以上の利用はできません。

19 保護者会について

当園には保護者会の組織「きよみ会」および「母の会」がつくられています。保護者の皆様には入園と同時に入会していただいています。園のよき運営のためにご協力をお願いします。

会則は【別紙10】にて提示していますので、ご確認の上、入会申込書をご提出下さい。

20 防犯対策と通園について

【防犯対策について】

園児が登降園する際や保護者が来園する際は、防犯対策として保護者に白い名札の着用をお願いしています。名札を忘れた保護者には職員が園児のクラス・氏名・生年月日を尋ねますので、正しく答えて頂ければ園内へ立ち入ることができます。ただし、前述の措置は年間をとおして3回までとし、4回目からは自宅等が遠方であっても名札を取りに帰って頂きますので、ご了承下さい。バス通園の方も乗降場所で同様をお願いします。

【通園について】

1号認定の園児、2号認定の園児、わかば組は3～5歳児園舎で、3号認定の園児は0～2歳児園舎でそれぞれ受入れます。園児の登降園(送迎)は、原則保護者が行うこととします。保護者が送迎できない場合は、事前に園へ申し出のうえ、親族(祖父母・叔父叔母・年の離れた兄姉)でも可能とします。

1) 保護者が送迎 (3～5歳児園舎) ※登降園時間の記録(打刻)が必要です。

登園	徒歩 自転車	門前まで、保護者が付き添って下さい。 毎日、同じ道を通って登園して下さい。(降園時も同様です)
	自動車	登園する場合は、園専用駐車場に駐車の上、門前まで保護者が付き添って登園して下さい。
降園		降園時間は14時00分以降です(通園バス出発後)。預かり保育に参加しない1号認定・わかば組の園児は14時15分までにお迎えに来て下さい。
		園児の飛び出しや事故防止のためバスが出発するまでは門外でお待ち下さい。
		1号認定・わかば組の園児は14時15分を過ぎると、14時00分からの「預かり保育」に参加したことになり料金が発生しますのでご注意ください。
		2号認定の園児については、延長保育の開始時間(保育短時間は16時30分、保育標準時間は18時00分)よりも遅くなるときは必ず園に連絡して下さい。
		車でお迎えに来る場合は、必ず園専用駐車場をご利用下さい。
遅刻・欠席のとき		9時00分までに必ず連絡して下さい。
その他		必ず防犯用名札を着用して下さい。

2) 保護者が送迎 (0～2歳児園舎) ※登降園時間の記録(打刻)が必要です。

登園	徒歩 自転車	門前まで、保護者が付き添って下さい。 毎日、同じ道を通って登園して下さい。(降園時も同様です)
	自動車	玄関ポーチは車で通りぬけができます。9時00分までは待機している職員が園児を車から降ろしますので、保護者が車から降りなくても登園することができます。できるだけ素早く降車できるように、園児の荷物はまとめて下さい。 9時00分以降に登園する場合や園および職員に用がある場合は、園専用駐車場を利用のうえ、保護者が付き添って通用門からお入り下さい。
降園		園専用駐車場を利用のうえ、随時お迎えして下さい。
		延長保育開始時間(保育短時間の方は16時30分、保育標準時間の方は18時00分)よりも遅くなるときは必ず園に連絡して下さい。
遅刻・欠席のとき		9時00分までに必ず連絡して下さい。
その他		必ず防犯用名札を着用して下さい。

3) バス通園（3～5歳児園舎、0～2歳児園舎共通）※登降園時間の記録(打刻)は職員が行います。

対象年齢	2歳児から乗車できます。(0・1歳児は応相談)
バスコース	決められたコース以外は利用できません。
乗降場所	決められた場所以外での乗降はできません。
保護者が園まで送迎するとき	バスの出発時刻の15分前には必ず連絡して下さい。
	送迎についての留意点は「保護者が送迎」をご確認下さい。
遅刻・欠席のとき	バスの出発時刻の15分前には必ず連絡して下さい。
その他	必ず防犯用名札を着用して下さい。

【園周辺道路及び園専用駐車場について】

- (1) 園周辺道路はスクールゾーンであるためスピードを落として徐行運転を心がけていただくとともに、一般車優先をお願いします。前方から車が来ている場合は進入せずにお待ち下さい。
また、田辺第二小学校前の道路から園専用駐車場へ向かう道は一方通行としています。
- (2) 園周辺の駐車場及び空き地には、無断駐車・停車しないで下さい。
- (3) 園専用駐車場は平日7時～閉園までの間、通り抜けできます。(但し、土曜日は除く)
園専用駐車場から出るときは、近所の方所有の駐車場を通り抜けて左折してお帰り下さい。また、通り抜けする駐車場は車のみ通行できます。歩行者は通り抜けできませんので、園専用駐車場入口から出入りして下さい。送迎に来られる家族の方にも必ずお伝え下さい。
- (4) 降園後、第二グラウンド内の園専用駐車場では遊ばないで下さい。車が出入りするところですので大変危険です。また、スペースに限りがございますので、降園後は速やかにお帰り下さい。
- (5) 園専用駐車場内ではエンジンを必ず停止して下さい。

21 服装

- (1) 3～5歳の園児は、登降園は制服を着用し、教育・保育中は体操服で過ごします。
- (2) 2歳児とわかば組の園児は、体操服とカラー帽子で登園し、そのまま降園まで過ごします。
- (3) 2学期の発表会で園服を着用します。2歳児とわかば組の園児は9月に注文していただきます。
お渡しは11月中旬を予定しています。
- (4) 2歳～5歳の園児については、冬服の期間園指定の長ズボンを着用してもかまいません。
丈が長い場合は、裾を折らずに必ず縫い上げて下さい。引っかけり危険です。
- (5) 寒い時期は登降園時のみ上着の着用を許可しています。保育中や戸外で遊ぶ際は危険防止のため着用できません。
- (6) 園では、たくましい体づくりの一環として薄着で過ごします。体調の悪い時はこの限りではありませんが、服装について悩まれたときは、まず園にご相談下さい。
- (7) 体操服には、園指定の名前シール以外はつけないで下さい。
- (8) 制服の冬服・夏服の着用時期は以下のとおりです。体操服もこれに準じます。
- (9) 衣替えの移行期間中は、冬服・夏服のどちらを着用してもかまいません。

	4月	5月～10月	11月～3月
3～5歳児	冬の制服 ブラウス・ベスト 半ズボン・紺の帽子	夏の制服 セーラー服 半ズボン・白の帽子	冬の制服 4月とおなじ
2歳児・わかば組	体操服・カラー帽子(降園までそのまま過ごします)		
0～1歳	私服		

22 持ちもの

- (1) 2歳児～5歳児は、出席ノートを毎日持たせて下さい。
- (2) 園からのお知らせ等は「おたよりケース」に入れて持ち帰ります。毎日、カバンを確認して下さい。
ケースは翌日持たせて下さい。
- (3) すべての持ちものに名前を記入して下さい。とくに3～5歳児園舎では、全員同じものを身に着け、使用します。持ちものが入れ替わったり、紛失したときに名前がないと出てこない場合がありますので、誰が見てもわかるようにはっきりと書いて下さい。
- (4) ハンカチ等は伝染病を予防するため、自分だけのものを使用します。
保育室ではゴムつきタオルを使用しますので、ハンドタオルに60cmに切ったゴムひもを輪にしてつけたものをご家庭で用意して下さい。
- (5) おもちゃ、キーホルダー、シール等は子ども達にとってトラブルの原因となりますので、園内に持ち込み禁止です。誕生日のプレゼントについても、もらえる子・もらえない子ができるため、園内では一切禁止です。
- (6) 通園カバンや手さげ袋にキーホルダー等、不要なものを付けるのは一切禁止です。また、名札にシールを貼ったりクリップを付けたりするのも禁止です。
- (7) 学年ごとの持ちものは下記のとおりです。尚、以下のほかにも、学年によってはお知らせをしてから持ってきていただくものや、下着やオムツなど適宜ご準備していただくものがあります。

3～5歳児	週に一度	上靴 カラー帽子	週末に持ち帰りますので、洗ってつぎの週の初日に持たせて下さい。
	毎日	水筒	冷めたお茶を入れて下さい。
		体操服	登園後に着替えます。半日保育では不要です。
		ハンカチ	薄いハンカチをズボンのポケットに入れて下さい。
		ゴムつきタオル	保育室で使用します。
		給食セット	おはし、スプーン、フォーク、ナフキン、歯ブラシ、コップ、エプロンを巾着袋に入れて持たせて下さい。
		手提げ袋 お数珠	常時(毎日)通園カバンに入れておいて下さい。
2歳児 わかば組	週に一度	上靴	週末に持ち帰りますので、洗ってつぎの週の初日に持たせて下さい。
	毎日	カラー帽子	適宜、洗って持たせて下さい。
		水筒	冷めたお茶を入れて下さい。
		ハンカチ	薄いハンカチをズボンのポケットに入れて下さい。
		ゴムつきタオル	保育室で使用します。
		給食セット	おはし、スプーン、フォーク、ナフキン、歯ブラシ、コップ、エプロンを巾着袋に入れて持たせて下さい。
		手提げ袋 お数珠	いつも通園カバンに入れておいて下さい。
1歳児	毎日	水筒	冷めたお茶を入れて下さい。
		ゴムつきタオル	保育室で使用します。
		エプロン	給食時に使用します。
		歯ブラシ	食後の歯磨きで使用します。
		コップ	歯ブラシの持参時期は改めてお知らせします。

23 園への連絡について

- (1) 欠席、遅刻等は必ず連絡して下さい。
- (2) 園では、スマートフォンのアプリ機能を利用して保護者から欠席の連絡を受けたり、連絡帳を使用したり、園からのお知らせを配信できる「コドモン」というシステムを導入しています。
警報発令時の臨時休園や園行事の日程変更など、緊急を要する連絡を発信する場合がありますので、保護者全員にアプリの登録をお願いしています。
- (3) 電話連絡は午前7時00分以降をお願いします。
- (4) アプリでの連絡は、午前9時00分までをお願いします。9時00分を過ぎても連絡することは可能ですが、保育に入るため、必ず電話連絡も併せてお願いします。
- (5) 「コドモン」に登録している携帯電話・スマートフォンが故障等した場合は、園からのお知らせが届かない可能性があるため、必ずお申し出下さい。
- (6) 電話は、業務終了後(18時以降の最終園児が降園後)から翌朝7時00分までアナウンス応答に切り替わります。その間は繋がりません。

24 欠席と病気

- (1) 全園児、体調管理の一環として必ず登園前に検温して下さい。また、0歳児および1歳児の園児については、ご家庭と体調に関する連絡を密に行いたいと考えています。
- (2) 園で体調不良になった場合は、保護者に連絡を行います。他児への感染予防のため、1時間以内にお迎えに来て下さい。体温が37.5℃以上ある場合は園で受け入れできません。
- (3) 看護師が常駐し、園児の体調管理を充分に行えるよう配慮しています。
- (4) 伝染性の病気にかかったときは、「10 休園に関する事項」にも記載しておりますが、医師の診断に従って登園を控え、他の子どもへの感染防止ができるよう、【参考 乳幼児の感染症(伝染する病気)】のような対応にご協力下さい。集団生活となりますので、必ず園へ連絡をお願いします。また、登園できるようになりましたら、【別紙6 治癒報告書】を保護者が記入して必ず園まで提出をお願いします。提出がなければ受入できない場合もあります。
但し、インフルエンザについては、学校保健安全法で定められた出席停止等の措置をとりますので「発症日(症状が出た日)の翌日から5日経過し、かつ解熱した後3日経過」後に、【別紙7 インフルエンザ治癒報告書】を保護者が記入して必ず園まで提出して下さい。
- (5) 微熱があったり、体調が悪い時はほかの病気に感染しやすいので、無理をせず休ませて下さい。
- (6) 田辺市より委託事業として行っています、赤ちゃんとお子さんのクリニックBeの病児保育にじ色ひろばの「病児保育お迎えサービス」を利用する場合、園から赤ちゃんとお子さんのクリニックBeへ専用の白い名札を預けていますので、園まで連絡をお願いします。
- (7) 薬を持って登園するときは、薬の種類に関わらず、一回分の分量にして【別紙11 薬の使用ねがい】の用紙に必要事項を記入して、薬に添えて持たせて下さい。その日の健康状態についてもお知らせ下さい。また、病院で処方された薬に限ります。市販の薬は対応できません。
- (8) 忌引きは、二親等以内の親族とし、欠席期間は3日とします。

25 クラブ活動について

特色を生かしたクラブ活動は共通利用時間後に実施しています。詳細は【別紙12】をご覧ください。
クラブ活動は、1年契約(4月～翌年3月)です。年度途中での退会や休会をした場合でも、1年間の会費はお支払い頂きます。(但し、長期入院や骨折等の怪我、転勤に伴う転園等はこの限りではありません。)
このクラブ活動は一般的な習い事とは異なり園が独自に実施するものです。1号認定の園児は預かり保育時間中に、2号・3号認定の園児は保育時間中に参加するため、災害時や感染症等での臨時

休園による中止及び自主登園による中止は代替日を設けることができません。レッスンが1回の月もあります。また、講師とは年間で契約しているためクラブ活動会費の返金はありません。このような内容を踏まえ、保護者が園児の参加を希望する場合は、別途「クラブ活動に関して」の要項をよくお読みいただき、同意の上申込みをして下さい。

26 その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。また、園内での政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
- (2) 当園の保護者としての品位を保ち、園内外において当園の名誉や信頼を損なうような言動および行為をしないようお願いします。
- (3) 刺青およびタトゥー(シールも含む)を入れている保護者は、来園時や園行事の際には刺青等が人目に触れないよう配慮して下さい。
- (4) 園施設内で物品の購入を勧めたり、販売行為は禁止です。
- (5) 保護者同士のやり取りには園は一切介入しません。手紙等を渡す際は、園外でお願いします。
- (6) 園児が園の物や他の園児の物(メガネ等)を破損した場合、保護者に弁償をしていただきます。
- (7) 連絡帳(アプリ)では個人的な連絡をさせて頂くことがあります。必ず内容をご確認願います。
- (8) 卒園証書の保育年数は年少児(3歳児)からカウントします。
- (9) 年長児・年中児・年少児は9月～3月までスイミングスクールを実施します。持ち物(プールバック)を忘れた場合、園で見学となります。園での貸し出しはありません。
- (10) 転居等で住民票を他市町村へ移動する場合は、必ず園へお申し出下さい。
- (11) 2号・3号認定の園児については、「保育協力日」を設けることがあります。予め園が設定した日で、その日は自由登園とし、都合がつく方は家庭での保育にご協力願います。また、登園する園児も給食後のお昼12時の降園にご協力願います。
- (12) 進級するにあたってのクラス分けは、園にお任せ下さい。保護者の要望には添えませんので、予めご了承下さい。
- (13) 人数等により年度途中でクラスを分ける場合がございます。その場合は、別途お知らせします。
- (14) 認定区分の変更を希望する場合、まず園までお申し出下さい。但し、定員に空きがなければ変更できませんので、予めご了承願います。
- (15) 1号(わかば組含む)バス通園の園児が、臨時で預かり保育に参加する日は、帰りのバスには乗れませんので、お迎えに来て下さい。また、1号(わかば組含む)バス通園で預かり保育を常時利用する園児が、預かり保育に参加しない日も帰りのバスには乗れませんので、お迎えに来て下さい。
- (16) 新入児については、必ず1週間の慣らし保育をしていただきます。途中入園の場合も同じです。

【別紙1】

警報発令時の対応

		1号認定子ども・わかば組	2号・3号認定子ども
暴風警報		原則として臨時休園としますが、状況により園で判断する場合があります。	発令されている間は自宅待機 解除された場合は自由登園 ＊解除後、1時間経過してから登園して下さい。 ＊午前9時以降に解除された場合は、給食がありませんので、弁当を持参して下さい。
大雨警報 洪水警報 高潮警報			地域の状況に応じて臨時休園となる場合があります。
津波警報	登園時 発令	臨時休園	
	保育中 発令	直ちに避難開始	
積雪で 通行困難		積雪の状況に応じて登園時間を遅らせることがあります。	

＊警報発令時は、園から「コドモン」で連絡をしますので、必ずご確認下さい。

【別紙2 土曜保育申込み方法(2号・3号認定子ども)】

申込み方法：**コドモンのアンケート機能を使用して申込みを行います**

- ① 土曜保育は月単位で利用申込みを受け付けます。
毎月、月初めに該当する土曜日の週の月曜日に2号・3号園児にアンケートを公開し、受付を開始します。（園からメールで通知が届きます。）

② **例** 【4月5日が月初めの土曜日の場合】

その週の月曜日である3月31日（月）朝7：00にアンケートが公開されます。

- ② 土曜保育の利用を希望する方は、アンケート回答をします。土曜保育を利用しない方は、アンケート回答は不要です。

アンケートの項目は、利用を希望する土曜日の日にちを選択頂き、登降園予定時間を入力していただきます。（説明文を記載していますので、そちらを読んで回答して下さい。）アンケートの回答を以って、その月の土曜保育利用申込みの受け付けとなります。

- ③ 土曜保育利用申込みの締め切り（アンケート回答の締め切り）は、受付を開始した週の金曜日朝9：00です。それまでは、回答した内容を変更することが可能です。アンケート締め切り後にその月の土曜保育利用を希望する場合は、利用を希望する土曜日の「前日の金曜日朝9：00まで」に園へ連絡願います。また、登降園予定時間に変更になる場合も園へお申し出下さい。

※金曜日が祝日の場合は、前日の木曜日朝9時が締切日となります。木曜日が祝日の場合は、更にその前日、その前日が祝日の場合は更に前日と、締切日が祝日の場合は前倒しになりますので、ご注意下さい。

また、お盆や年末年始にかかる土曜日は、この限りではありません。

土曜保育の利用が必要なくなった場合は、普段の欠席連絡と同じように「コドモン」から欠席連絡をお願いします。

回答したアンケートの内容は、締め切り後も公開していますので確認可能です。

※申込みができない場合は、アンケート回答期間内（申込み期間内）に園までお問い合わせ下さい。

預かり保育(1号認定子ども・わかば組)

【1号認定、わかば組】

登園日の預かり保育	土曜預かり保育	長期休暇の預かり保育
預かり保育等に 参加する場合 預かり保育に 参加しない場合 7:30 受入開始 早朝預かり保育 (有料) 8:30 登園 最終登園時間 9:00 共通時間保育の準備(出席確認など) 10:00 教育時間 14:00 降園 15:00 登園日の 預かり保育 (有料) 16:00 17:00 閉園 利用料金等 【早朝預かり保育】 7:30～8:30 100円/30分 【登園日の預かり保育】 おやつ代50円/1回 14:00～16:00 100円/1時間 16:00以降 200円/1時間 わかば組 16:00以降 500円/1時間 * 17:00を過ぎると超過料金1,000円/10分がかかります。	土曜預かり保育は 実施していません 1号認定子ども・わかば組は休園日となります。	基本時間以外も 参加を希望する場合 基本時間のみに 参加を希望するとき 7:30 受入開始 早朝預かり保育 (有料) 8:30 登園 最終登園時間(遅刻できません) 9:00 長期休暇の預かり保育(無料) * この間は基本時間とし、 原則として遅刻・早退できません 14:00 降園 15:00 有料預かり保育 (有料) 16:00 17:00 閉園 利用料金等 【早朝預かり保育】 7:30～8:30 100円/30分 【長期休暇の預かり保育】 給食代350円/1回 【有料預かり保育】 おやつ代50円/1回 14:00以降 200円/1時間 わかば組 16:00以降 500円/1時間 * 17:00を過ぎると超過料金1,000円/10分がかかります。

延長保育(2号認定子ども・3号認定子ども)

【2号認定、3号認定】

登園日	土曜日	長期休暇
保育短時間 (8時間利用) 保育標準時間 (11時間利用) 7:00 受入開始 8:00 朝の延長保育 (有料) 8:30 保育開始 9:00 最終登園時間 10:00 共通時間保育の準備(出席確認など) 14:00 教育時間 15:00 保育時間 16:00 16:30 18:00 延長保育 (有料) 19:00 閉園 受入開始・保育開始 保育時間 延長保育 (有料) 閉園	保育短時間 (8時間利用) 保育標準時間 (11時間利用) 7:00 受入開始 8:00 朝の延長保育 (有料) 8:30 保育開始 9:00 最終登園時間 14:00 保育時間 15:00 16:00 16:30 18:00 延長保育 (有料) 19:00 閉園 受入開始・保育開始 保育時間 延長保育 (有料) 閉園	保育短時間 (8時間利用) 保育標準時間 (11時間利用) 7:00 受入開始 8:00 朝の延長保育 (有料) 8:30 保育開始 9:00 最終登園時間 14:00 保育時間 15:00 16:00 16:30 18:00 延長保育 (有料) 19:00 閉園 受入開始・保育開始 保育時間 延長保育 (有料) 閉園
利用料金等	利用料金等	利用料金等
【延長保育】 保育短時間利用 7:00以降 100円/10分 保育短時間利用 16:30以降 100円/10分 保育標準時間利用 18:00以降 100円/10分 *19:00を過ぎると1,000円/10分の超過料金がかかります。	【延長保育】 保育短時間利用 7:00以降 100円/10分 保育短時間利用 16:30以降 100円/10分 保育標準時間利用 18:00以降 100円/10分 *19:00を過ぎると1,000円/10分の超過料金がかかります。	【延長保育】 保育短時間利用 7:00以降 100円/10分 保育短時間利用 16:30以降 100円/10分 保育標準時間利用 18:00以降 100円/10分 *19:00を過ぎると1,000円/10分の超過料金がかかります。

1号認定の利用料金

教育・保育の提供に要する実費に係わる費用

全 員 が 対 象	主食費	月額	1,000 円			一年間の主食に係る費用を12ヶ月割り
	副食費		4,700 円			一年間の副食に係る費用を12ヶ月割り
	行事費		1,000 円			発表会や運動会、作品展、季節の合同保育等に係る費用
	教育充実費		年少児 1,400 円	年中児 1,500 円	年長児 1,700 円	スイミング、英語講師による英語あそび、体育講師による体育あそび、体操講師による体操あそび、茶道講師による茶道(年中・年長児)、硬筆講師による硬筆(年長児)、スクールカウンセラーによる特別教育相談
	絵本代		年少児 830 円	年中児 850 円	年長児 840 円	定期購読絵本(2冊)に係る費用
	PTA会費	月額	700 円			園だより、PTA新聞、園児への行事プレゼント等に係る費用
	通信費	年度はじめ	3,600 円			「コドモン」のシステム維持、IP無線機に係る費用 (300円×12ヶ月)
	日本スポーツ 振興センター共済加入費		240 円			傷害保険料
	出席ノート		500 円			園児が使用する出席ノート
	制作帳		500 円			毎月の制作物を貼付する画帳
	自由画帳		350 円 (追加購入あり)			園児が使用する画帳
	ペタペタシール教材		年少児 3,150 円	年中児 4,200 円	年長児 4,725 円	特色を生かした保育の一環として、ピアジェ理論による発達段階に応じた知育あそびを実践するための教材に係る費用
	おたよりケース	入園時	300 円			おたよりなどを入れるケース
	なまえシール(4枚)		100 円			体操服に貼付するシール

【別紙4】①

利 用 者 ・ の 該 当 対 象	一時預かりに係わる利用者負担額	利用に応じて	実際に要した費用	詳細については、【別紙3】①に提示しています
	用品・教材費	購入時	実際に要した費用	園服や個人持ちの用品・教材に係る費用
	通園バス維持費(片道) 往復で利用する場合は倍額となります	月額	2,400 円	車両費、燃料費
	卒園準備金(年長児のみ)	月額	1,200 円	卒園記念アルバム、卒園寄付
	クラブ活動費		クラブ活動は、希望者のみ	詳細については、【別紙12】に提示しています こうひつ、英会話、サッカー(年中・年長児)、ボールあそび(年少児)、スイミング、体操、ピアノ

費用はすべて「口座振替」にてお支払い頂きます。用品・教材のみキャッシュレス集金となります。また、PTA会費は園で口座振替し、きよみ会(保護者会)にお渡しします。

2号認定の利用料金

教育・保育の提供に要する実費に係わる費用

全 員 が 対 象	主食費	月 額	1,000 円			幼児主食費
	副食費		4,700 円			幼児副食費
	行事費		1,000 円			発表会や運動会、作品展、季節の合同保育等に係る費用
	教育充実費		年少児 1,400 円	年中児 1,500 円	年長児 1,700 円	スイミング、英語講師による英語あそび、体育講師による体育あそび、体操講師による体操あそび、茶道講師による茶道(年中・年長児)、硬筆講師による硬筆(年長児)、スクールカウンセラーによる特別教育相談
	絵本代		年少児 830 円	年中児 850 円	年長児 840 円	定期購読絵本(2冊)に係る費用
	PTA会費	月 額	700 円			園だより、PTA新聞、園児への行事プレゼント等に係る費用
	通信費	年 度 は じ め	3,600 円			「コドモン」のシステム維持、IP無線機に係る費用 (300円×12ヶ月)
	日本スポーツ 振興センター共済加入費		240 円			傷害保険料
	出席ノート		500 円			園児が使用する出席ノート
	制作帳		500 円			毎月の制作物を貼付する画帳
	自由画帳		350 円 (追加購入あり)			園児が使用する画帳
	ペタペタシール教材		年少児 3,150 円	年中児 4,200 円	年長児 4,725 円	特色を生かした保育の一環として、ピアジェ理論による発達段階に応じた知育あそびを実践するための教材に係る費用
	おたよりケース	入 園 時	300 円			おたよりなどを入れるケース
	なまえシール(4枚)		100 円			体操服に貼付するシール

【別紙4】②

利 用 者 ・ 該 当 者 の 対 象	延長保育に係る利用者負担額	利用に応じて	実際に要した費用	詳細については、【別紙3】②に提示しています
	用品・教材費	購入時	実際に要した費用	園服や個人持ちの用品・教材に係る費用
	通園バス維持費(片道) 往復で利用する場合は倍額となります	月 額	2,400 円	車両費、燃料費
	卒園準備金(年長児のみ)	月 額	1,200 円	卒園記念アルバム、卒園寄付
	クラブ活動費		クラブ活動は、希望者のみ	詳細については、【別紙12】に提示しています こうひつ、英会話、サッカー(年中・年長児)、ボールあそび(年少児)、スイミング、体操、ピアノ

費用はすべて「口座振替」にてお支払い頂きます。用品・教材のみキャッシュレス集金となります。また、PTA会費は園で口座振替し、きよみ会(保護者会)にお渡しします。

3号認定の利用料金

1)教育・保育に係わる費用

保育料	月額	支給認定を受けた市町村が定める額
-----	----	------------------

2)教育・保育の提供に要する実費に係わる費用

全員が対象	行事費	月額	0歳児 500 円	1歳児 500 円	2歳児 1,000 円	発表会(2歳児)や運動会(2歳児)、作品展、季節の合同保育等に係る費用
	教育充実費		0歳児 700 円	1歳児 700 円	2歳児 1,300 円	英語講師による英語あそび、体育講師によるボールあそび(2歳児のみ)、体操講師による体操あそび(2歳児のみ)、スクールカウンセラーによる特別教育相談
	PTA会費	月額	700 円			園だより、PTA新聞、園児への行事プレゼント等に係る費用
	通信費	年度はじめ	3,600 円			「コドモン」のシステム維持、IP無線機に係る費用 (300円×12ヶ月)
	日本スポーツ振興センター共済加入費		240 円			傷害保険料
	おたよりケース	入園時	300 円			おたよりなどを入れるケース

利用者・該当者のみ対象	2歳児のみ	通園バス維持費(片道) 往復で利用する場合は倍額となります		2,400 円	車両費、燃料費	
		出席ノート	年度はじめ	500 円	園児が使用する出席ノート	
		制作帳		500 円	毎月の制作物を貼付する画帳	
		ペタペタシール教材		4,200 円	特色を生かした保育の一環として、ピアジェ理論による発達段階に応じた知育あそびを実践するための教材に係る費用	
		自由画帳	入園時	350 円 (追加購入あり)	園児が使用する画帳	
		なまえシール(4枚)		100 円	体操服に貼付するシール	
		クラブ活動費(英会話)	月額	3,500 円	クラブ活動は、希望者のみ	詳細については、【別紙12】に提示しています
	1・2歳児のみ	絵本代	月額(引落)	1歳児 380 円	2歳児 380 円	定期購読絵本(1冊)に係る費用
	延長保育に係る利用者負担額		利用に応じて	実際に要した費用		詳細については、【別紙3】②に提示しています
	用品・教材費		購入時	実際に要した費用		園服や個人持ちの用品・教材に係る費用

【別紙4】③

費用はすべて「口座振替」にてお支払い頂きます。用品・教材のみキャッシュレス集金となります。また、PTA会費は園で口座振替し、きよみ会(保護者会)にお渡しします。

【別紙4】④

(わかば組は【別紙5】に記載しています)

1号・2号・3号認定の園児の 利用料金(利用者負担額等)の支払い方法について

- 1) 保育料(3号認定の園児)と実費に係わる費用は、「コドモン」の口座振替でお支払い頂きます。
- 2) 振替日は毎月20日です。なお、20日が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日となります。
- 3) 振替できなかった場合は、当月中に園指定口座へ直接お振込みいただきますよう別途ご案内いたします。その場合の振込手数料は保護者負担となります。
- 4) 領収書を希望される方は、園までお申し出願います。
- 5) 保育料と実費に係わる費用に該当する金額につきましては、以下に挙げる費用となります。

◆1号認定・2号認定

費用名	金額	備考
主食費	1,000 円	
副食費	4,700 円	
行事費	1,000 円	
教育充実費	1,400～1,700 円	学年により異なる
絵本代	830～850 円	学年により異なる
通園バス維持費	片道 2,400 円	通園バス利用者のみ 往復利用者は倍額
卒園準備金	1,200 円	年長児のみ

◆3号認定

費用名	金額	備考
保育費	市町村が定める額	
行事費	500～1,000 円	学年により異なる
教育充実費	700～1,300 円	学年により異なる
絵本代	380 円	1歳児以上
通園バス維持費 (2歳児)	片道 2,400 円	通園バス利用者のみ 往復利用者は倍額
通園バス維持費 (0・1歳児)	片道 4,000 円	通園バス利用者のみ 往復利用者は倍額

- 6) 上記5) 項以外の実費につきましても、コドモンの口座振替もしくは、キャッシュレス集金にてお支払い頂きます。キャッシュレス集金の場合は、請求後1週間以内にお支払い願います。
- 7) 上記6) につきましても、領収書を希望される方は園までお申し出願います。但し、PTA会費および外部講師によるクラブ活動費につきましては、園から領収書の発行はできません。

【別紙5】

わかば組(施設型 満3歳児) 保育料

【満3歳の誕生日を迎える前月までの保育料】

保育料等納入諸費(月額)	保育料	20,000 円 ①	34,380 円 * 口座振替となります。
	教材費	2,300 円	
	教育特別費	3,000 円	
	施設・環境整備費	2,000 円	
	本代	380 円	
	主食費	1,000 円	
	副食費	4,700 円	
その他	行事費	1,000 円	* 希望者のみ。往復利用の方は倍額となります。口座振替となります。
	通園バス維持費(片道)	2,400 円	
	PTA会費	700 円	
	傷害保険料(年額)	990 円	
その他	通信費(年額)	3,600 円	* 園で口座振替し、きよみ会にお渡しします。
	傷害保険料(年額)	990 円	
その他	傷害保険料(年額)	990 円	* 傷害保険の加入料です。園も同額を負担します。満3歳後の日本スポーツ振興センター共済加入費(240円)も含みます。
	通信費(年額)	3,600 円	
その他	傷害保険料(年額)	990 円	* 「コドモン」のシステム維持、IP無線機に係る費用です。(300円×12ヶ月)
	通信費(年額)	3,600 円	

* 満3歳の誕生日前日を以て各市町村で支給認定を受けて頂きます。それにより、保育料等納入諸費も下記の通り変更となります。

【満3歳の誕生日を迎える月の保育料】

・保育料①のみ、誕生日の前々日までは園で定めた20,000円の日割り計算となります。

【満3歳の誕生日を迎えた翌月以降の保育料】

保育料等納入諸費(月額)	主食費	1,000 円
	副食費	4,700 円
	行事費	1,000 円
	教育充実費	1,300 円
	本代	380 円
	通園バス維持費(片道)	2,400 円
その他	PTA会費	700 円
	傷害保険料(年額)	990 円

支払方法について

- 1) 保育料等納入諸費を含む実費に係わる費用は口座振替となります。(状況に応じてキャッシュレス集金でお支払い頂く場合があります。その場合、請求後1週間以内にお支払い願います。)
- 2) 口座振替日は毎月20日です。なお、20日が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日となります。
- 3) 振替できなかった場合は、当月中に園指定口座へ直接お振込みいただきますよう別途ご案内いたします。その場合の振込手数料は保護者負担となります。
- 4) 領収書を希望される方は、園までお申し出願います。(PTA会費除く)

【別紙6】

保護者各位

園において、感染症（伝染する病気）については、学校保健安全法で定められた出席停止等の措置をとることが基本とされています。登園停止の期間中は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため、人との接触を避けてください。

治癒報告書は、他の園児への感染の恐れがなくなり、登園できるようになりましたら、保護者の方が記入・捺印して、園に提出していただきますようお願いいたします。なお、園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

登園再開時期は、重要事項説明書の最終ページに記載しています「乳幼児の感染症（伝染する病気）」の出席停止期間を参考にしてください。（保育所における感染症対策ガイドラインより）

治 癒 報 告 書 （※注 インフルエンザは別用紙になります）

立正こども園 あて

組

園児氏名

1. 病 名 （ ）
2. 発症日 （ 年 月 日 ）※咳・鼻水・発熱・発疹等の症状が出た日
3. 受診した医療機関 （ ）
受診日 （ 年 月 日 ）
4. 出席停止期間日（ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

病気（感染症）で加療していましたが、上記医療機関の指示に従い病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたことを報告します。

年 月 日

保護者氏名

津波被害に対する園の取り組みについて

【緊急時の対応】

- ① 地震が発生し、大津波警報が発令されたときは、右図面のとおり避難する。(避難場所1：ファミリーヴィラ共有地に避難できないときは、避難場所2：ハイツシマダ駐車場に避難する)
- ② 通常の津波警報・地震の場合は3・4・5歳児園舎2Fホールに園児を集めて避難する。
- ③ 上記①、②いずれの場合も、園児は保護者が迎えに来るまで避難場所または園2Fホールで園教職員と一緒に待機する。
- ④ 通園バス運行中に津波警報が発令された場合は送迎を中断し、近くの高台に避難して保護者が園児を迎えに来るまで安全な場所で待機する。
- ⑤ 地震・津波災害の状況に応じて、市の防災放送を待たずに園長の判断で避難する場合がある。

【避難経路と避難場所】 ① → ② → ③ の優先順位で利用します

経路	避難場所	備考
①	1 (ファミリーヴィラ共有地)	避難路は園専用です。 園児と教職員のみ利用します。
②	1 (ファミリーヴィラ共有地)	避難路は近隣住民の方も利用します。
③	2 (ハイツシマダ駐車場)	

【避難経路図】

避難にあたっては、避難路の安全が確保できているか確認したうえで避難場所および経路を決定します。



独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

立正こども園

立正こども園では在学する児童生徒(園児)の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校(園)の管理下において児童生徒(園児)が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒(園児)の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、別紙同意書を園までご提出下さい。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和7年1月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、別紙同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 [通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円[通学(園)中の場合 1,500 万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000 万円[通学(園)中の場合 1,500 万円]
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (学校管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500 万円[通学(園)中の場合も同額]

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|--|-------------------------|
| ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
(保育所等における保育中を含む。) | ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合 |
| ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合 | ⑤ 寄宿舎にあるとき 等 |
| ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合 | |

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【別紙10】

立正こども園通園バス安全会々則

- 第1条 本会は立正こども園通園バス安全会という
- 第2条 本会は事務所を立正こども園内におく
- 第3条 本会は約1km以遠の家庭より通園する園児の安全を図るためにバス乗車規則に基づいて運営することを目的とする
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、通園バスによって園児を送迎する
- 第5条 本会は通園バスに乗車する園児の保護者を会員とする
- 第6条 本会に以下の役員をおく。会長1名、副会長2名、委員 若干名
- 第7条 役員の任期は1年とし、重任も可とする
- 第8条 会長および副会長はきよみ会の会長および副会長が就任する
- 第9条 本会の経費は毎月の会費を以てこれに充てるものとする
- 第10条 本会はバス乗車規則を別に定める

立正こども園通園バス安全会 乗車規則

- 1 乗車の際は、保護者は園児に付き添い、指定されたバス乗車時刻に遅れないよう乗車場所で待機すること
- 2 下車の際は、保護者は指定された下車時刻に遅れないよう、園児が下車する地点で待機すること
- 3 バスの運行時刻について予め著しい時間変更が判明している場合は、その旨を保護者に事前に連絡する
- 4 園児を保護者に引渡した後の帰園途上については、交通上の一切の責任はないものとする
- 5 指定された時間に保護者の出迎えがない場合は、園児の安全確保のために園児を園まで連れ帰り、預かるものとする
- 6 バスの運行日については、園で予め定めた日とする
- 7 警報等発令時や安全が確認できない場合は、すべてのバスの運行を取り止める場合がある
- 8 年度途中に引越等で乗降場所を変更する場合、バスの利用ができないものとし、それを予め了承するものとする
- 9 1年契約(4月～翌年3月)とする。利用者は理由の如何によらず、1年間会費を支払うものとする(バスを利用しなくなった場合や、乗降場所の変更等により利用できなくなった場合も含む)
- 10 会費は以下の通りとし、利用者は理由の如何によらず、所定の期日に収めるものとする
片道利用は月額2,400円、往復利用は月額4,800円とする
※ なお、0歳児・1歳児専用車については特別料金(片道4,000円)を収めるものとする

立正こども園 きよみ会々則

- 第1条 本会をきよみ会と称する
- 第2条 本会は立正こども園々児の福祉を図り、保護者及び職員の保育に関する教養を高め、相互の協力により幼児教育・保育の充実を図ることを目的とする。但し立正こども園の根本方針及び人事には関与しない
- 第3条 本会は在園の保護者と教職員を以て組織する
- 第4条 本会に以下の役員を置く
- 第5条 会長1名、副会長2名、書記・会計1名、会計監査2名、各組より委員若干名を選出して会務を司る
- 第6条 尚、副会長2名のうち1名は母の会々長が兼任する
- 第7条 役員の選出は委員総会に於いて選出し、任期は全て1ヵ年とする。但し再任も可とする
- 第8条 定期役員会は1年に1回以上とし必要に応じて開催することができる
- 第9条 毎年4月に総会を開いて本会の運営につき協議する。尚、必要に応じて臨時総会を開くことができる
- 第10条 本年の会費は月額を一口700円とし、所定の期日に収めるものとする
- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする
- 第12条 この規約は総会に於いて出席者の3分の2以上の同意を得て改正することが出来る

【別紙11】

薬の使用ねがい							
申 込 年 月 日		令和 年 月 日					
ク ラ ス 名							
園 児 名							
保 護 者 名							
主 治 医							
病 名 (症 状)							
薬 の 種 類		粉薬 袋		水薬 回分			
		錠剤 錠		その他			
薬 の 内 容							
薬 の 使 用 時 刻		食前 ・ 食間 ・ 食後 ・ 適宜 ・ その他					
外用薬などの使用法							
その他の注意事項		薬剤情報提供書 あり ・ なし					
朝 の 体 温							
保 育 園 記 録	受け取った日						
	受領者サイン						
	担当者サイン						
お迎え時の保護者サイン							

立正こども園

※上記表をすべて使用した場合は、新たな用紙にご記入願います。

※こちらの用紙は最終園で保管しますので、必ずご提出下さい。

【別紙12】

クラブ活動について

共通利用時間のあとにクラブ活動を実施します。すべて1年契約(4月～翌年3月)です。

保護者が別途「クラブ活動に関して」の要項に同意した上で園児の参加を希望する場合はお申込み下さい。

クラブ名	対象	会費	曜日と時間		活動時間
こうひつ	3歳児～5歳児	3,000 円	3歳児(年少)	(火) 14:10～ または	約30分
			4歳児(年中)	(金) 14:10～	
			5歳児(年長)	(火) 14:40～ または (金) 14:40～	約40分
英会話	2歳児～5歳児 わかば組	14,000 円	5歳児(年長)	(月) 15:20～ (火) 15:20～ (木) 15:20～	40分
			4歳児(年中)	(月) 14:00～ (水) 14:40～ (金) 14:40～	
		13,000 円	3歳児(年少)	(水) 14:00～ (木) 14:00～ (金) 14:00～	30分
		3,500 円	わかば組	(火) 14:15～	20分
			2歳児	(木) 14:50～	
サッカー	4歳児・5歳児	3,500 円	5歳児(年長)	(水) 14:20～	約40分
			4歳児(年中)	(木) 14:20～	
ボールあそび	3歳児	3,500 円	3歳児(年少)	(木) 15:10～	約30分
スイミング	4歳児・5歳児	3,800 円	4歳児(年中)	(火) 14:05～	約30分
			5歳児(年長)	(金) 14:05～	
体操	3歳児～5歳児	4,000 円	3歳児(年少)	(月) 14:45～	30分
			4歳児(年中)	(月) 15:15～	40分
			5歳児(年長)	(月) 14:00～	45分

【ピアノレッスンについて】

令和4年度からピアノ講師の森麻里菜先生が園で教えてくれています。

- ① 年中児・年長児が対象の個人レッスンです。
- ② 継続する園児及び欠員待ちの園児が優先となるため、年度により募集定員が異なります。また、継続園児及び前年度欠員待ちの園児で定員に達し、年度当初から欠員待ちとなる場合があります。
- ③ レッソンは月約3回、時間25分、月謝4,000円です。レッスン日・レッスン時間は相談して決定します。

*クラブ会費は、毎月20日にコドモンの口座振替にてお支払い頂きます。。

*スイミングは、持ち物(プールバック)を忘れた場合は参加できません。園での貸し出しはありません。

乳幼児の感染症(伝染する病気) ★必ず医師の診断を受け、指導に従い安静養生の上、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園して下さい。

病名	主な症状	潜伏期間	感染経路	感染力が強い期間	出席停止期間	備考
麻疹 (はしか)	発熱・食欲不振・結膜やのどのカタル症状。口腔内にケン粒大の白斑ができ、2～3日後に全身に発疹が現れる。4～5日間皮膚にとどまるが色素を残さず完全に消える。	8日～12日	ウイルスを含む唾液による飛沫感染 空気感染・接触感染	発熱する数日前から 発熱後3日間	解熱後3日を経過するまで	
風疹 (3日はしか)	38度前後の熱とともに全身に発疹が出る。耳の後ろのリンパ腺が腫れる。3日くらいで消える。かゆみがある。	14日～18日	唾液中のウイルスによる飛沫感染 接触感染	発疹がきえるまで	発疹がきえるまで	
水ぼうそう	発熱とともに顔、手足、胸、背中、頭髮の中にも赤い発疹と水ぶくれ、かさぶたが同時にできる。かゆみがある。熱が出ない時がある。	14日～16日	ウイルスを含む唾液による飛沫感染 空気感染・接触感染	すべての発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹がかさぶたになるまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	片側、または両側の耳たぶの下が腫れる。頭痛、発熱、腹痛などがある。	16日～18日	ウイルスを含む唾液による飛沫感染 接触感染	耳下腺の腫れが引くまで	耳下腺の腫れが引くまで	
百日咳	初期は風邪の症状だが、次第に咳が強くなる。発作は夜間に多く、咳込んだ後にヒューという音とともに息を吸い込むような症状を見せる。	7日～10日	百日咳菌による飛沫感染・接触感染	主として初期、その後6～8週間	特有の咳が消えるまで。又は5日間の適性な抗生物質製剤による治療終了まで	
インフルエンザ	発熱、頭痛、筋肉痛、関節の痛み、咽頭痛、食欲不振、咳、吐気、目まい等が起こる。	1日～4日 平均2日	飛沫感染、鼻汁、つば、接触感染	発症後3日	発症日(症状が出た日)の翌日から5日、かつ解熱後3日を経過するまで	「インフルエンザ治療報告書」を保護者が記入して園へ提出して下さい。
溶連菌感染症	高熱。扁桃腺やのどが真っ赤に腫れて痛む。やがて細かいケン粒大の発疹が全身にできる。舌の表面がイチゴ状になる。	2日～5日	主として飛沫感染 接触感染	熱のあるうち	治療開始後2日を経過し、症状が消えるまで	
とびひ	全身いたるところに水疱ができ、膿を持ち破れてただれ、かさぶたを作る。また、発熱を伴うこともある。	2日～10日	虫刺され、擦り傷等のきずから侵入 接触感染	水疱、化膿した部分がある間	発疹がすべて乾くまで	
流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	急に結膜が赤くなり、まぶたが腫れる。目やにが多く、耳の前のリンパ腺が腫れる。	2日～14日	接触感染・飛沫感染	症状が出ているとき	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、のどの痛み、目の充血、首のリンパ節の腫れ。	2日～14日	飛沫感染・接触感染	結膜炎が治るまで 熱があるとき	解熱し症状が消えてから2日経過するまで	
感染性胃腸炎 (ウイルス性胃腸炎 急性胃腸炎、胃腸風邪)	下痢、嘔吐、軽度の発熱。ロタでは白色ないし淡黄色の便が5日～6日、ノロでは9日～12日続く。	12時間～数日	接触感染・食品媒介感染・嘔吐物からの感染力は非常に高い	原因ウイルス、菌による	主な症状が消え、医師が登園可能と認めるまで	
ヘルパンギーナ (夏風邪)	高熱が2～3日続き、口の中に小さな水疱ができる。のどの痛みがあり、物を飲み込む時にのどの痛みがある。	3日～6日	糞口・飛沫感染 接触感染	発病前2日～後3週間	解熱し食事也十分できて元気になるまで	
手足口病	口内粘膜、手のひら、足裏、お尻にも米粒大で水疱性の丘疹、軽い発熱。	3日～6日	飛沫感染・接触感染	水疱消失まで	熱が下がり、口内炎・発疹が治り体力が回復するまで	

病名	主な症状	潜伏期間	感染経路	感染力が強い期間	出席停止期間	備考
伝染性紅斑 (りんご病)	軽い風邪症状が7日位続く。その後、顔(両頬)に紅い発疹が現れる。蝶翼状の形を取る。	4日～14日	飛沫感染・接触感染 糞口感染	紅斑が出現するまで	紅斑出現時は感染しないので 登園可能	
腸管出血性 大腸菌感染症	全く症状のないものから軽い腹痛や下痢のみで終わるもの、 頻回の水様便、激しい腹痛、著しい血便とともに重篤な合 併症を起こすものまで様々である。	3日～4日	汚染された食品・水 等による経口感染・ 接触感染	多くは数日内	主な症状が消失し、医師が登園 可能と判断するまで	
RSウイルス	発熱、鼻汁、咳、喘息、呼吸困難	4日～6日	飛沫感染・接触感染	通常3日～8日 乳児では3～4週間	呼吸器症状が消失し全身状態が よくなるまで	
新型コロナウイルス	のどの痛み、咳、鼻水、熱、だるさ、味覚・嗅覚障害など 通常の風邪症状と非常に似ていることが多い	1日～14日	エアロゾル感染 飛沫感染・接触感染	発症前2日～後10日間	発症日(症状が出た日)の翌日 から5日、かつ症状が軽快した 後1日を経過するまで	

*出席停止期間を記載しておりますが、この限りではありません。医師の指示に従って下さい。

その他(出席停止の必要がない病気)

病名	主な症状	潜伏期間	感染経路	感染力が強い期間	備考
水いぼ (伝染性軟属腫)	体幹、四肢にできる。半球状に隆起し粟粒大から米粒大の 小さいいぼができる。自家接種で広がることが多い。免疫抗 体ができれば自然に治る。	14日～90日	主として接触感染・ タオル等による間 接感染もありえる		自然消滅を待つか摘除を行うか医師によって違う場合がある
アタマジラミ	丘疹、紅斑を生じ、かゆみの強い皮膚炎を起こす。	10日～14日 成虫まで2週間	接触感染		シラミ駆除剤(粉末剤及びシャンプー剤)が有効。早期発見と早期 治療が必要である。
口唇ヘルペス (ヘルペス性菌口内炎) (単純ヘルペス感染症)	抵抗力が低下した時に発症・再発する。唇周辺に水疱が できる。口腔内に痛みを伴う水疱ができ、歯茎の腫れや出 血を伴う。高熱が出る場合もある	2日～14日	接触感染		マスクを着用して登園可能だが、発熱や全身性の水疱がある場合 は欠席して治療が望ましい

*上記以外の感染症にかかった場合も、必ず医師の判断に従ったうえで登園して下さい。